

<嫡出否認調停を申し立てる方へ>

1 概要

婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子は、婚姻中の夫婦間にできた子（嫡出子）と推定され、仮に他の男性との間に生まれた子であっても出生届を提出すると夫婦の子として戸籍に入籍することになります。この夫との間の子ともであることを否定するためには、家庭裁判所に嫡出否認の調停を申し立てる必要があります。この申立ては、民法により、夫が子の出生を知ったときから1年以内にしなければならないと定められています。（出生を知ってから1年経過後など、嫡出否認の申立ての要件を満たさないような場合でも、親子関係不存在確認の調停を申し立てることができる場合があります。）

この調停において、当事者双方の間で子が夫婦の子ではないという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査を行ったうえで、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がなされます。当事者双方が合意に至らない場合又は合意が正当であると認められない場合は、調停が不成立となります。

※婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、前の夫を父としない出生の届出をすることができるかとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場（市区町村の戸籍担当窓口）にお問い合わせください。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200 円
- 手続用の郵便切手・・・140円×1枚、94円×1枚、84円×6枚、10円×5枚、2円×5枚
合計798円分

3 申立てに必要な書類

- 申立書3通
→ 申立書は、相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。
- 送達場所の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 申立人、相手方（子どもを相手方とするときはその法定代理人）の戸籍謄本（全部事項証明書）各1通
→ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 子どもの出生証明書1通（出生届未了の場合）

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、A4サイズ（今お読みいただいている書面のサイズです。）で裁判所用としてコピー1通を提出するとともに、調停期日にはご自分用の控えを持参してください（提出する書類のコピーは、①A4サイズ縦の用紙に、②とじしろとして左側を3センチメートル以上あけて作成してください。）。

相手方に交付したい書面等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピーを2通提出するとともに、調停期日にはご自分の控えを持参してください。

注 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所に見せる必要がないと考える部分は、マスキング（黒塗り）したものを提出してください（ただし、原本には手を加えず、コピーをマスキングしてください。）。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

注 個人情報保護の観点から、個人番号（マイナンバー）が記載されていない文書の提出をお願いいたします。具体的には、

- ① マイナンバーの記載のない文書の原本が取得可能なもの（源泉徴収票等）については、マイナンバーの記載のない文書をご提出いただき、
- ② マイナンバーの記載のない文書の原本が取得できないもの（確定申告書等）もしくはマイナンバーが記載された文書を取得してしまった場合については、マイナンバー記載部分をマスキング（黒塗り）した文書のコピー（後日原本確認が必要になる場合があります。）をご提出いただくよう、よろしくお願いいたします。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

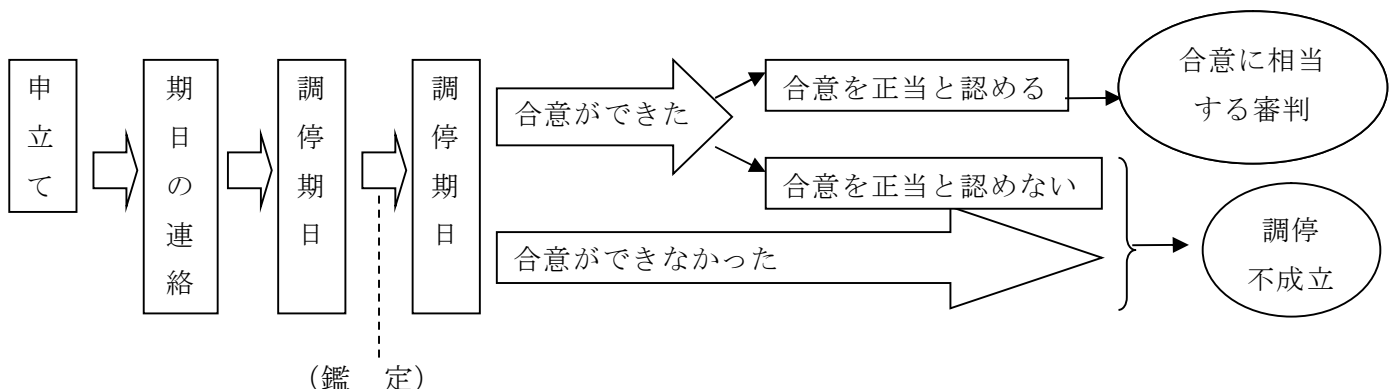
申立人の提出した申立書については、相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧（記録を見る手続）・謄写（記録をコピーする手続）の申請をすることができます。この申請に対しては、閲覧・謄写の除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請をすれば必ず許可されることとなります。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所で調停をすることができます。）。

7 調停の進め方

調停及び審判の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回の調停時間はおおむね1時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくこととなります。実親子関係の存否を明らかにするために、鑑定を行う場合があります。その場合には、原則として申立人が鑑定に要する費用を負担することとなります。



○ 提出先（送付先）

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌家庭裁判所 家事受付係（TEL 011-221-7281）

(申立人用)

※事件の種類により提出していただく書類は異なります。

注 意 書

- 1 申立書は、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、その写しを、相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として申立書の写し(コピー)も提出してください(写しは、相手方の人数分だけの部数が必要となります。)。上記のとおり、申立書の写しを相手方に送付しますので、申立人の住所を相手方に知られると、あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのある場合は、申立書には相手方に知られてもよい場所(同居中の住所など)を記載してください(ただし、裁判官の判断により、現在の住所の申告を求めることがあります。)。相手方の住所は相手方が実際に住んでおられる住所を記載してください。
- 2 事情説明書は、相手方から申請があれば、原則として、相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
- 3 送達場所の届出書は、裁判所から書類を送付する場所を記載してください。申立書の記載の住所と別の場所にすることも可能です。なお、相手方に知られることであなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのあるような場所は、できるだけ避けてください。どうしてもその場所しかない場合は、必ず、「非開示希望の申出書」欄を記載してください。
- 4 進行に関する照会回答書は、調停を円滑に進めるために記載していただきます。裁判所限りの書面ですので、相手方に見られることはありません。
- 5 その他の提出された書類については、相手方から申請があれば、原則として、相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。提出される書類で、あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのある情報は、自分でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。また、自ら作成する書面に、そのような情報を記載しないようにしてください。
- 6 マスキングもされず、非開示を希望する旨の書面も添付されていない書面について

て、裁判所が、相手方に知られるとあなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのある情報が記載されているかを確認することはありませんし、相手方から申請があれば、原則として、相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。そのような情報は自分で管理し、相手方に知られることのないように十分注意してください。

- 7 申立人又はその法定代理人を特定する事項については、相手方に知られることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合、秘匿申立て又は非開示希望の申出をすることができます。秘匿申立てには、別途手数料等が必要となります。

秘匿申立て又は非開示希望の申出について、詳しくは書記官にお尋ねください。

送達場所の届出書

★記名押印のうえ、太枠内部を記載（該当する□にチェック）してください。

令和 年 月 日

氏名 印

届け出た場所で送達ができなかった場合、あなたに書類が現実に届かないまま手続が進行する可能性がありますので、届出場所は慎重に選んでください。

<input type="checkbox"/> 申立書記載の住所でよい。	<input type="checkbox"/> 秘匿事項届出書記載の住所と同じ。 <small>※秘匿決定の申立てを行っている方以外はチェックしないでください。</small>
<input type="checkbox"/> それ以外の送達場所を指定する（以下に記入してください。）。	
〒 -	
この送達場所は	<input type="checkbox"/> 現住所・居所
	<input type="checkbox"/> 自分が住んでいない住所→受け取ってくれる人を下の送達受取人欄に必ず記載してください。 (送達受取人：)
	<input type="checkbox"/> 勤務先の住所（勤務先名：)
<small>(注意) 届出場所が変更になった場合、変更の届出をしないと、変更前の届出場所に郵便が送られ、送達が完了したことになる場合がありますので、必ず「送達場所の変更届出書」を提出してください。</small>	

上記記載のうち、他方当事者に知られることで、あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障が生じるような情報がありますか。

- ありません。→記載終了です。
- あります。 →下記のとおり非開示希望の申出をします。

他方当事者に知られることで、あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障があるという部分に、マーカー等で色付けして特定してください。

非開示希望の申出書

上記送達場所の届出書に記載した内容のうち、マーカー等で色付けした部分については、他方当事者に非開示とすることを希望します。

非開示を希望する理由（具体的に記載してください。）

※裁判所記入部

非開示と 扱う・扱わない 令和 年 月 日 裁判官印

書類の提出とマスキング方法

提出書面の種類

あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、相手からの希望があると、相手にお見せしたり(「閲覧(えつらん)」と言います。)、コピーを認める(「謄写(とうしゃ)」と言います。)こととなりますので、ご注意ください。

主張書面を提出するときの注意点

記載例

令和〇年(家イ)第〇〇〇〇号

令和〇年〇月〇日

主 張 書 面

札幌家庭裁判所 調停〇係

宛

(氏 名) 印

1 離婚について

.....
.....
.....

2 子の親権について

.....
.....
.....

3 財産分与について

.....
.....
.....

A4の用紙に記載してください。

ここに、主張(言い分・意見・希望など)を記載してください。

相手に見られることで社会生活を営むのに著しい支障が生ずる情報は記載しないでください。

この部分は、としろとして3センチ程度空けておいてください。

資料(証拠)を提出するときの注意点

- 主張の裏付けになる資料(証拠)は、**原本は提出しないで、必ずコピーを提出してください。**
- 資料の原本の大きさに関わらず、A4の用紙にコピーをとってください(余白が大きくてもかまいません。)。資料の原本がA4より大きい場合は、A3の用紙にコピーをとってください。

●【重要!】

提出する書面は、相手に渡すことを前提に作成してください。

相手に見られることで社会生活を営むのに著しい支障の生ずる情報が記載されている場合、マイナンバーが記載されている場合は、**コピーを取り、コピーの該当部分を黒く塗りつぶした上で再度コピーして、読めない状態にしてから提出してください。**※単にマスキングテープを貼付しただけのものは提出できません。※原本には手を加えないでください。

裏面もご覧ください

マイナンバーにご注意ください！

- ① **確定申告書・源泉徴収票・住民票はありますか？あればマイナンバーが書かれていないか、もう一度確認してください。**
- ② **裁判所はマイナンバーを受け取れません。マイナンバー部分を黒くぬったものをコピーして提出してください。**

確定申告書の1枚目のここにマイナンバー！

税務署長 令和 年 月 日 令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA2200

住所 〒 個人番号 生年月日

フリガナ 氏名

職業 屋号・番号 世帯主の氏名 世帯主との続柄

種類 青色 分離 国出 損失 確定 特農 特農 整理番号 電話番号 自宅・勤務先・携帯

事業等 ⑦ 課税される所得金額 (⑫-⑭)又は第三表上の⑯に対する税額又は第三表の⑳

業農 業 ① ⑳ 〇〇〇

第一表 (令和二年分以下)

確定申告書の2枚目のここにマイナンバー！

配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
配偶者		配偶者		障害	国外	年課	別居 調整
明大昭平令		明大昭平令		障害	国外	年課	(16) 別居 調整
明大昭平令		明大昭平令		障害	国外	年課	(16) 別居 調整
明大昭平令		明大昭平令		障害	国外	年課	(16) 別居 調整
明大昭平令		明大昭平令		障害	国外	年課	(16) 別居 調整
明大昭平令		明大昭平令		障害	国外	年課	(16) 別居 調整

事業専従者に関する事項 (55)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
		明大昭平			
		明大昭平			
		明大昭平			

住民税・事業税に関する事項

住 非上場株式の少数配当を含む配当所得の金額 非居住者 配当割額控除額 株式等譲渡所得割額控除額 給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 (特別徴収 自払不徴収 (特別徴収対象)) 都道府県、市区町村への寄附 (特別徴収対象) 共同基金、日赤 その他の寄附 都道府県条例指定寄附 市区町村条例指定寄附

証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

(個人番号)

(役職名)

(フリガナ)

名

支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額

除(特別)除の額

生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除額

源泉徴収票のここにマイナンバー！

住民票

世帯主 山田 太郎

住所 ○○市○○区○○ ○○丁目○○番地○○号

氏名 山田 太郎

1 個人番号 123456789012 住所を定めた日

住民票コード 11234567890 届出をした日

転入前住所 ○○県○○市○○区○○丁目○○番地○○号

本籍 ○○県△△市△△区△△丁目△△番地△△号

備考

住民票のここにマイナンバー！